

令和5年度第3回印西市学校適正配置審議会 会議録

- 1 開催日時 令和5年11月10日（金）午後2時00分～午後3時50分
- 2 開催場所 印西市役所4階 41会議室
- 3 出席者 桜井 繁光 委員、内田 圭子 委員、押田 香代子 委員、
井上 愛一郎 委員、渡邊 義規 委員、佐久間 庸夫 委員
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 大木教育長、鈴木教育総務課長、加藤学務課長、大知副参事、小名木係
長、井口主査補
- 6 傍聴者 3名
- 7 議 事 (1) 第二次印西市学校適正規模・適正配置基本方針（素案）の市民
意見公募の結果について
(2) その他（報告事項）
原小学校区における通学区域制度の弾力的運用に伴う学校見
学会の結果について

8 議事録（要点筆記）

事務局 本日はご多用のところ、当審議会の会議にお集まりをいただきまして、誠に
ありがとうございます。

会議に先立ちまして、何点かご説明とご報告をさせていただきます。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。

会議次第、資料1から資料3までとなっておりますが、不足はございません
でしょうか。

<不足なし>

事務局 次に、会議の公開と傍聴についてございますが、当審議会につきましては、印
西市市民参加条例第11条第4項の規定により、原則公開とさせていただきます。

また、傍聴につきましては、同条例施行規則第12条第3項の規定に基づき、
事務局が作成した傍聴要領に沿って受付しておりますことをご報告いたします。

なお、現時点での傍聴者は2名でございますが、会議途中で傍聴の希望があっ
た場合は、随時入室を許可したいと考えておりますので、よろしく願いいたし
ます。

次に、会議の録音及び会議録の署名についてでございます。

当審議会の会議につきましては、会議録を作成する都合上、録音させていた
だきます。

また、会議録の署名につきましては、毎回2名の委員の方をお願いしており、本日は、佐久間委員と桜井委員をお願いいたします。

なお、会議録につきましては、ご署名いただいた後、市役所の行政資料室への設置やホームページへの掲載により公表いたします。

会議録の公表にあたりましては、発言者の氏名を伏して行いますことを申し添えます。

それでは只今より、令和5年度第3回印西市学校適正配置審議会を開催いたします。

はじめに、会議の開催について、ご説明とご報告をさせていただきます。

印西市学校適正配置審議会設置条例第7条第2項において、審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができないと規定されております。

本日の出席委員は、6名中6名でございますので、同条例の規定に基づく定足数に達しておりますことから、ここに会議が成立いたしますことをご報告させていただきます。

それでは、会議次第に従い、会議を進めてまいります。

はじめに、次第の2、会長あいさつ、井上会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

会長 本日の議題ですが、市民意見公募で市民の皆様よりいただきました意見を検討するものになります。たくさん意見をいただきまして、ありがとうございます。意見を参考にしながら基本方針をよりよいものにできればと思いますので、皆様、よろしくお願いします。

事務局 ありがとうございます。それでは議事進行をお願いします。

議長 それでは、はじめに議事（1）第二次印西市学校適正規模・適正配置基本方針（素案）の市民意見公募の結果について説明をお願いします。

事務局 **【資料1に基づき説明】**

議長 ご質問や意見がありましたらお願いします。

委員 案を修正するもののうち1及び2に関しては市民の方のご意見のとおり事務局の案のように修正したほうがいいと思います。

議長 他にいかがでしょうか。それではこの2点の修正につきましては事務局の案のとおりでよろしいでしょうか。

案には反映できないが今後の参考にするものについてはいかがでしょうか。

委員 こちらの審議会に呼ばれて、最初に気がついたのは学校関係者ではないのが私 1 人であるということです。他のメンバーの方がなぜいらっしゃらないのかと思いました。この方の意見のように、できるのであれば構成員を市民の意見の立場の方を入れて審議する必要があるのではないのでしょうか。それが難しいのであれば、市民と事務局が話し合える場があったほうがよいと思います。審議会の構成員は増やしていただいたほうがよろしいと思います。

議長 ご意見として賜り、今後の参考としていただきたいと思います。

委員 追加の意見ですが、先ほどの修正案でよいと思いますが、「2. 学校の分離新設に関する記載の要望について」は 4－7、7－2 のみならず、4－3、4－8、4－10、14 も該当すると解釈しました。意見番号の記載は一部で、全部を網羅したものではないと理解しました。

議長 他によろしいでしょうか。それでは、I 番の意見の取扱い（案）については、事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

II 番の審議を要する意見については、量が多いので、一つずつ審議を行いたいと思います。

まず、1 番の「メリット・デメリットの記載の見直しの必要性について」ということですが、いかがでしょうか。素案の 12 ページから 14 ページのメリット・デメリットの記載を見直した方がよいのではないかと意見がございました。委員の皆様からご意見を頂戴できればと思います。

委員 市民の方から、メリット・デメリットの記載に対してこんなにたくさんの意見が出るとは思っていませんでした。保護者の方にとってメリット・デメリットが重要な位置づけになっているとあらためて感じた次第です。資料に記載の意見番号以外にも 9－1、10－5、16－2、18、20 の方の意見でメリット・デメリットについて意見が出されています。そうすると、今のままの記載では理解が得られないと思いますので、修正の必要があると考えます。

当初、私は事務局の説明にあったように、メリット・デメリットの記載は学校運営の立場から一般的な例として記載するものと理解していました。しかしながら、保護者の方から学校の現場サイドや児童・生徒の生の声を取り入れてほしいという意見があるのであらためて考える必要があると思います。

特に、小規模校のメリットについての記載が少ないことで、小規模校のメリットが少なく、デメリットが多いことが目立ち、意図的に統合に向かっているでは

ないかという指摘があります。そういう意図は全然ないのですが、もう少しメリットを書いたほうがよいのではないかと思います。

メリット・デメリットについては、文部科学省の手引きをそのまま写しているだけではないかという意見もある一方で、文部科学省の手引きを見習ってほしいという意見もあり、書き方については色々あるところですが、記載については修正した方がよいと思います。

議長 記載については修正した方がよいということですね。他にいかがでしょうか。

委員 委員のおっしゃるとおり、メリット・デメリットについては思っていた以上の意見があったように思われました。あらためて素案をもう一度よく読みますと、これ以外にも書けることがもう少し何点かあげられると思われましたので、これだけ多くの方の意見があるので、修正してもよいと思います。

委員 実際に小規模特認校に通わせている保護者の方からは、こんなによいところがあるのに、なぜ掲載してくれないのかという意見も聞こえてきます。先ほどから議論も出ているようにデメリットをメリットと思えるような内容もあるので、見直しが必要であると考えます。

議長 他にいかがでしょうか。

委員 小規模校のメリット、大規模校のデメリットの記載についてご意見が多いと思いました。たしかに、小規模校のデメリットの解消の視点から学校適正配置を進めていく一面はあります。ただ、メリット・デメリットの記載については、その他、加えられるものがあれば加えてもよいと思います。

委員 メリット・デメリットの記載について、改めたほうがよいというご意見を伺って、加えるとしたら何を加えればよいのか提示した方が事務局は計画を作りやすいと思いました。

市民意見公募の回答案では、「メリット・デメリットの項目については、学校教育の場としてのメリット・デメリットについて有識者の見解を掲載している」とありますが、私が来た時には既に記載があったものなので有識者は少なくとも私たちではないです。そうすると、文部科学省の見解などを引用して作ったものということになると思いますが、「有識者の見解」と書いてあると、有識者とは誰と市民の方は疑問に思うのではないのでしょうか。

しかし、メリット・デメリットについて間違ったことが書かれているわけではないと思います。ただし、一般的な内容なので、凄く小さな複式学級の学校には

あてはまらないメリットもあります。

また、デメリットについても、24学級前後の大規模校であればメリットが大きいです。1,800人規模の大規模校であると、デメリットの方が大きくなるということがあります。

メリット・デメリットの記載について、過大過少の規模の学校として捉えると違うところもありますが、一般的な規模の学校として捉えるのであれば、このままの記載でもよいのかなと思います。少しは書き足した方がよろしいかもしれませんが、大きく変わるようなものではない感じもします。

議長 委員の皆様からご意見をいただきまして、メリット・デメリットの記載について見直した方がよいのではないかという話がございましたが、事務局はいかがでしょうか。

事務局 記載の見直しについては審議会委員に対して書面にて意見徴収する機会を設けて、意見を集約し次回の審議会に確定したものを提示できればと思います。

委員 どのような内容を加えるのかということについては、12-3の意見の方が具体的な事例を記載しているので参考になるのではないのでしょうか。「例えば大規模校では「人数が多すぎて顔も知らずに卒業する同級生がいる」、「トイレが混雑して休み時間内にトイレに行っても帰って来れない」、「蔵書が足りなくて図書室の本がなかなか利用できない」など、人間関係の構築や生活面、学習面で具体的に課題になっていることもある」といった、このような文言を書き加えられるのではないかと思います。

他のメリット・デメリットの記載と比較すると、具体的すぎるところはありますが、その点については事務局で調整をお願いしたいです。一般的な記述も必要ですが、保護者の方が感じられている、学校生活を送る上で困っているメリット・デメリットがあれば記載していく必要があるのではないかと思います。

議長 そうしたことも含めて、事務局に検討いただき、我々の方でも判断し、必要であれば事務局に意見を出すというかたちでよろしいでしょうか。

委員 「トイレが混雑して休み時間内にトイレに行っても帰って来れない」といったことは大きな課題としてありますが、いわゆる大規模校で常に起こっているわけではありません。常に起こっているとしたら大問題です。ただし、学校規模がすごく大きくなってくるとそのような問題も生じてきます。

しかし、それを素案に一般論として同じように並べ記載するのは難しいのではないのでしょうか。

しかしながら、数としてはメリットとデメリットがだいたい同じくらいの方がよろしいのではないかと思います。意図せず小規模校を減らしたいと読み取られてしまっても致し方ないです。メリット・デメリットの記載については、減らすものは減らす、足す部分については足すとしても、あまり一般的でないものではないものを書くのは望ましくありません。

あるいは、大規模校と言われている学校で困っていることをリサーチしてくださいとあるので、困っていることがあれば伺って、それをつけ加えたりすることでもできるのではないのでしょうか。数の大小が目立っているので、揃えていただくなど数には配慮いただければと思います。

委員 委員のおっしゃるように小規模校のメリットの部分について空欄が多いので、意図はないですが、そういった印象を抱かれてしまうことはあると思います。ただ、素案にも記載があるように児童生徒数が少ないことで制約を受ける教育活動もあるということが小規模校の課題としてあり、このため適正規模にしていかなければならないということもあります。なので、メリット・デメリットの数を揃えるということは、難しいものであると思います。

ただし、例えば、12ページにある小規模校のメリットの3つ目「多い活躍の場」については、「授業において」と記載がありますが、授業のみならず学校行事の場においても言えることであると思います。また、中学校で言えば部活動であるだとか、そういったところで活躍の場が増えるということはつけ加えてもよいだろうと思います。

また、縦の関係や異学年交流があるということは小規模校の方がやりやすいといったことは書けるのではないかと感じました。その裏返しとして、大規模校のデメリットとして、1人1人の活動の機会が減るといったことは書けると思います。大規模校であると学年交流は難しいです。

事務局 実際に学校で教育活動を行うにあたっては、デメリットをそのままにして運営しているわけではなく、小規模校のデメリット、大規模校のデメリットの影響が子供たちに及ばないように配慮しています。なので、保護者の皆様がこうしたよいところがあると感じていることは大事なことでありますが、方針においては、一般論としてのメリット・デメリットを検討していただければと思います。もう一度、メリット・デメリットの記載を見ていただいて、もし不足があればご意見を賜ればと思います。

議長 メリット・デメリットの記載の見直しについては、この場ですぐに意見を出すのは難しいと思いますので、事務局の意見照会があった際に再度、見直しいただくようなかたちでお願いしたいと思います。

それでは、続きまして2番の「学校適正規模の区分に過大規模校の区分を設ける必要性について」ですが、こちらについてはどのように思いますでしょうか。素案の16ページから17ページの表に過大という表現を設けるかということです。

委員 私は設けるべきであると思います。小規模校の中に過小規模校という区分があるので、過小規模校があるのであれば大規模校の中に過大規模校の区分があってもよいと思います。当初の印西市学校適正規模・適正配置基本方針では、小規模校の中に過小規模校の区分が四角で作られています。これと同じように過大規模校という区分を作って表現すべきであると思います。

議長 大規模校の中に括弧して、過大と表記するという事でよろしいでしょうか。

委員 市民の方の意見は大規模校と過大規模校の区分を設けて、対策を異にした方がよいということでしたが、印西市としては、24学級以上の大規模校は、対策を同様に講じるということでしたので、表現の仕方だけ分けてもいいような気がします。

議長 対応は過大規模校も大規模校も同じとするが、表記を過大規模と大規模を分けて書くということですね。

委員 以前、なぜ過大規模校の区分がないのか質問したのですが、その時はこのような学級数の状況ではありませんでした。25学級以上の学校はいくつもなく、40学級、50学級になることはなく、減少していく見込みでした。このため、過大規模校の区分を作らないでもよいような状況でした。

ところが、昨年、原小学校が1,700人、1,800人に達するという推計が出まして、普通の大規模校と比べて、児童数が多い状況が見込まれました。31学級以上をはるかに超えると、大規模校の中におさまっていたものもおさまらなくなります。現在の状況を考えると、過大規模という枠を入れる方がわかりやすいのではないのでしょうか。入れなくてもよいですが、より緊急性が高い問題としてあるということの表れとしては、入れてもよいのではないのでしょうか。

議長 過大規模校の区分を設けた方がよいということですね。他にいかがでしょうか。

委員 過大規模の学校については、課題が大きいですよという意見がある中で、やはり大規模校と過大規模校を一括りにしていくことは理解に齟齬が出てしまう部分があるので、分けた方がわかりやすいと思います。そして、緊急性の高い

過大規模・過小規模の対応について、まず優先するべきであると考えます。

議長 他にいかがでしょうか。

委員 皆様がおっしゃるように、やはり小規模校の中に過少があるのであれば大規模校の中に過大があってもよいのではないかと思います。

委員 仮に過大規模校の区分を設けた場合に、46ページの学校適正配置の優先度及び今後の進め方も変わってくるか思います。そういうところを考えると決めかねているのが正直なところです。

議長 過大の区分を設けた方がよいという意見ですが、具体的な対応についてはいかがでしょうか。大規模校と過大規模校について基本的な対応が変わらないのであれば、区分を分ける必要があるのかということもあります。

委員 本当は対応も分けた方がよいですが、これまでの教育委員会の対応として25学級以上は増築したり、通学区域を変更したり、同じように対策を取るということになっているので、特にそのことについては変更する必要がないのではないかと思います。

ただし、これまで大規模校への対策は、原小学校を想定して行っており、原小学校は過大規模校なので、表現としては分けた方が見やすいです。

議長 他によろしいでしょうか。

委員 25学級の大規模校と、50学級の過大規模校では、対応も当然、違うところが出てくるのではないかと思います。対応について違う場合もあるかもしれませんが、区分はあってもよいと思います。

議長 審議会の方向性としては区分を設けるという方向でよろしいでしょうか。方向性としては過大規模校の区分を設けるということで結論とさせていただきたいと思います。

議長 それでは3つ目の「学校適正配置の優先度の目安」として、大規模校の優先度の目安を記載する必要があるかということですが、いかがでしょうか。46ページ及び47ページの部分です。

委員 小学校、中学校の学校適正配置の優先度の目安については記載してありますが、

小規模校と大規模校のどちらを優先するのかという優先度については書いていません。4－10の方の意見はある意味、それを指摘されていると思います。小規模校と大規模校の対応をどのような順番でやっていくのかということが抜けていたと思います。たしかに、大規模校の対応については「必要な対応を速やかに実施することとします」という説明はありますが、小規模校の対応との関係を表でも文章でもよいのですが、表現した方がよいと思います。速やかに対応することとは、大規模校と小規模校を比べた場合にどちらを優先させるのか。対応していく順番が抜けていたのではないかと思いますので、記載したほうがよいと思います。

議長 他にいかがでしょうか。

委員 4－10のみならず、7－1、11－4、11－5の意見についても、「学校適正配置の優先度の目安」の問題について触れていらっしゃると思います。また、4－10、6－1、10－6の方についても、「学校適正規模の区分に過大規模校を設ける必要性」について意見されています。

我々は原小学校の問題をずっと話し合い、ある意味、最優先にしてきました。過小規模校である本埜中学校と船穂小学校については、小規模特認校制度の導入をし、行方を見守っている状況です。私は過小規模校も過大規模校への対応も順番は同じではないかと考えています。過大規模である原小学校と過小規模である本埜中学校及び船穂小学校についての対応を同時進行で実際に行っています。過大が先、過少が先ということではなく、緊急性が高い所からやっていくということで、そこに順番はないと思います。4－10の方の意見とは少し異なりますが、順番については横並びでいいのではないかと思います。

議長 他にはいかがでしょうか。

委員 対応については、横並びでもよいかもしれませんが、やはり、そのような優先度の説明についての記載が必要であるのではないのでしょうか。

委員 46ページにあるような大規模校の対応についての1行の説明よりは内容を示した記載があってもよいのではないかと思います。

委員 大規模校の対応についてはもう少し表現を書き加えてもよいのではないかと思います。

委員 皆様と同じ意見です。地元であるので小規模特認校の本埜中学校について意見

を加えたいと思います。皆様は、本埜中学校サポーターズが作成した小規模特認校の案内のチラシをご覧になられたことがあるでしょうか。ホームページには掲載されているようですが、一般の人達にもっと目がいくような形になればと思っています。小規模特認校制度を導入したところではあるのですが、田舎のほうだとホームページを見ない人もいますので、今後、どのように周知していくかということには課題があると思います。

議長 大規模校については、これまで緊急性が高いものとして実際に対応してきておりますので、それを考えると実際に記載があってもよいかと思っています。

事務局 優先度の目安を文章として記載するということですが、もし案があればご提示いただければ、参考にさせていただきたいと思います。

委員 小規模校としての優先度と大規模校としての優先度を分けて書くのはいかがでしょうか。

議長 それでは、大規模校と過大規模校を分けて記載するということによろしいでしょうか。

議長 それでは、4番目の「その他」ということで市民意見公募の中で、他にこの場で取り上げるものがあればお願いします。

委員 12-4の方のご意見なのですが、建設的な意見であるので参考になるなと思いました。メリット・デメリットについても書いてありますが、中盤以降に「また、適正配置審議会の議事録を拝読した限りでは、小規模校を適正規模化しなければならない大きな理由は、現存する学校施設を維持存続させる財源が確保できない」ことであると、財源のことが書いてあります。第一次の基本方針と比較すると第二次の案では、Ⅲ-7 学校施設の状況と、Ⅲ-8 部活動の状況のことが追加されています。学校施設の状況の何が追加されているのかというと財源のことです。「現存する学校施設を維持存続させる財源が確保できないこと」が述べられていますが、適正配置が必要になる大きな理由だと思います。なぜ適正配置のシミュレーションを行ったのかという背景にも財源のことがあったと思います。

このため、素案の19ページの学校適正配置の必要性の欄に、「教育指導面・学校運営面での諸課題を解消し、子ども達の未来に向けより良い教育環境を創造していくことが重要です。そのためには、適正な学校規模に基づく学校の適正配置を進めていくことが必要と考えます」のところに、財源や財政についての内容を追加して記載した方がよいかと思っています。

または、19ページの文末の「なお、学校適正配置の推進にあたっては、特色ある学校・教育づくりの推進、義務教育学校、小規模特認校制度、通学区域制度の弾力的な運用などの学校教育に関する様々な取り組みの検討を行うなど、総合的な検討を行っていく必要があると考えます」という箇所にも財政面についても検討している説明があると、Ⅲ－7で財政の状況について加えた意義が出てくるのではないのでしょうか。

初めて読む人の中には、適正配置のシミュレーションを財源がないから機械的に行っているのではないかと捉えられている方もいますので、そうではないということも含めて説明があるとよいと思います。

議長 ありがとうございました。適正配置の必要性の中に財源についても理由の一つとして書き加えた方がよいのではないかとありますが、いかがでしょうか。

委員 できれば、お願いしたいと思います。

議長 そのような方向で書き加えていただければと思います。

委員 市民意見公募の概要を公表するということでしたが、公表するのであれば11－7の方の意見の表について、小倉台小学校の学級総数が児童生徒数と同数になってしまって、入力ミスと思われるので、訂正してあげたほうがよいのではないのでしょうか。

事務局 市民意見公募でいただいた意見については、修正することができないので、意見の表記のまま記載することとなります。

委員 22ページに、「なお、「学校の分離・新設」については、現実的な問題として、大規模校の学校区内に学校用地を確保することは困難であると考えますが、状況に応じて、検討します」としている一方で、21ページに新たに「学校の分離・新設」の記載が加えられたことは、辻褄が合うのでしょうか。21ページでは「検討します」と書かれ、22ページでは「困難である」と書かれているので、トーンダウンした印象を受けます。

また、学校区内に市有の土地がないということは事実であるかと思いますが、それは、原小学校、小倉台小学校、牧の原小学校、西の原中学校にあてはまっていたとしても、今後、大きくなる全ての大規模校において、あてはまることなのではないでしょうか。もし、そうではないということであるのならば、現在の大規模校の学校区においてはなどと記述を限定して書く必要があるのではないのでしょうか。

また、市有地はないのであるとしても、私有地、借地などは考えられないのか

といった問題もあります。「学校の分離・新設」については、用地の問題を解決しなければ実現は不可能です。実現が不可能であるのに検討しますと入れてしまうのはどうなのかと疑問に思います。私有地・借地についても検討していることであると思いますので、２２ページの記述についてもっと伝わるように説明が必要であると思いました。

議長 他の委員の皆様はいかがでしょう。

委員 ２１ページの「学校の分離・新設」の記述は、一般的な学校適正配置の主な手法として考えられるものであるということであるのでよいと思います。また、２２ページについては、その検討の結果として、現実的な問題として困難であるということなので、今の記述でよいのではないかと思います。

議長 他にいかがでしょう。

委員 ２１ページについては実施方策に関するものであるので、こういった方策がありますよということが述べられているものかと考えます。実際にその対応については、大規模校の学区の中で、現実的に用地を確保することが困難という状況にあるということは、読んでいて理解できるのではないかと思います。

議長 それでは、２１ページ及び２２ページの記述については原案どおりということによろしいでしょうか。

委員 よろしければよいのですが、「学校の分離・新設」について記載したのに、どうなっているのかということは、後で問題として出てくると思います。その際には、真摯に対応していく必要があります。

委員 ２１ページの記載は、印西市に限らず学校適正配置の主な手法についての一般的な話を説明しているもので、２２ページの記載は、印西市の場合を検討したことについての記載となっているものです。なので、２１ページに「学校の分離・新設」について記載を加えたのに、２２ページに「困難である」と記載することについて、どうなっているのかと捉えるということとは、違うのではないかと思います。

委員 そのように受け取られる場合もあると考えられますので、配慮いただければと思います。

議長 他に意見がないようでしたら、原案どおりとさせていただきたいと思います。

委員 パブリックコメントをいただいた20人のご意見は本当に貴重で重要であると思います。しかし、昨年の6月に取った全市のアンケートの結果も重要です。全市のアンケートでは2,000人を対象にしたアンケートで5割の方が回答をくださいました。アンケート結果では、複式学級になった場合には統廃合を進めることに賛成という方は6割いました。適正な学校規模による適正配置が必要だと回答した方は88%です。9割近い方が賛成しているということです。今回いただいたパブリックコメントも全市のアンケートの結果も同じように尊重しなければなりません。

その上でうまく説明できていないと感じられるのが、計画の不合致です。4-3、4-9、10-3、10-8、12-2、13、17-13、17-14で指摘されている件です。これまで16校で計画を練っていて答申を提出した後に、今年になって財源で維持できる学校が24校までとなりました。そのことについての内容の練り直しができていないので、これだけの意見が出てきているのだと思います。

学校適正規模の観点からは16校が望ましいという結果です。16校にすると平均すると各校600名になって小学校3クラス、中学校6クラスの18学級の適切な規模になります。最低限16校あれば市内をまかなえるところまで理論的にはたどりつきました。

しかし、財源の観点からはその必要はなくなりました。意見にもありますように財源から維持することができる学校数が、今より3校少ない程度であるのならば、そこまで統廃合を進めなくてもよいのかもしれませんが。計画についてこのままでよいのか、24校に向けてもう一度、計画を練り直す必要があるかということがあります。

一方で、企業が撤退するなどし、市の予算が少なくなってしまうたら、財源によって学校を維持できなくなって統合が必要になるかもしれません。また、財源によって維持できる学校数が、1年で15校から24校に変わってしまうと、こちらの数字を信用してよいのか疑心暗鬼になってしまうということもあります。

素案では、16校を目指すけれど途中は24校という書き方に変わりましたが、本当は何校を目指しているのか。16校が望ましいのか、24校が望ましいのか、こうした点について、もう少し考えなければならないのではないかと思います。

議長 財源の観点から維持できる学校数である24校と、望ましい学校数である16の齟齬がパブリックコメントで、市民の方の誤解あるいは不信を生んだという問題提起であるかと思いますが、いかがでしょうか。事務局の対応としては、例えば10-3の意見への回答では、「学校適正配置の基本的な考え方について、変更

するものではない」と、従来どおり適正規模から考えた適正配置とする旨の記載があります。24校で再検討することは現実的に難しいのではないかと思います。いかがでしょうか。

委員 間違っているわけではないので、検討しなおす必要はないかと思います。

事務局 たしかに、印西市公共施設等総合管理計画の改訂によって公共施設の更新等の費用が改められたことに伴い、学校施設の充当見込み財源の中で維持できる学校数については変更になりました。ただし、学校適正規模・適正配置基本方針はその数に縛られ財源ありきとして進めるのではなく、学校や地域の状況に配慮し、保護者の同意が得られて初めて進めていくことができるものです。

また、各中学校区を対象に行った学校適正配置のシミュレーションについては、財源の観点から15校まで減らすことを目的に行ったものではなく、学校の適正配置・適正規模についてどのようにしたらよいのかという観点から検討した結果として、16校となったものです。

財源としては24校維持できるものとなりましたが、学校の適正規模・適正配置を進めるという方針については変わっていません。

数値的なものについては、色々な要素があります。今回、素案についても、最新の推計値を反映したシミュレーションに数値を更新しておりますが、基本的には、今まで審議していただいた内容に沿っています。もう一度、審議しなおしてもよいのですが、結果的には同じになると思われますので、検討しなおす必要はないのではないかと思います。

議長 基本的には方針のとおりということにさせていただきたいと思います。ただし、市民の方が誤解している部分も出てきておりますので、文章表現でつけ足しできる部分があれば、その辺は調整いただければと思います。

委員 19-1の意見では、「今回の素案は、第一次印西市学校適正規模・適正配置基本方針をなぞらえる内容で、第一次方針に不満を感じ、署名活動などあった経緯を考えると、市民の要望に応える内容とは言い難い」とありますが、署名活動はどのような活動があったのでしょうか。

事務局 こちらの内容につきましては、別の方の意見にはなりますが、17-18の意見の中で言及されているとおり、署名については、小規模特認校制度の導入などについての要望があった内容のものになります。

議長 後はよろしいでしょうか。ないようでしたら、市民意見公募についての審議は

以上で終了とさせていただきます。

議長 その他にご質問、ご意見はよろしいでしょうか。それでは、その他の報告事項、原小学校区における通学区域制度の弾力的運用に伴う学校見学会の結果について説明をお願いします。

事務局 【資料2に基づき説明】

議長 いかがでしょうか。

委員 学区外を希望されている方が多いという見方もありますし、また、この人数では大規模校の解消にまではならないなど受け止め方は様々にあると思います。しかし、全く弾力的運用を行わないよりはよかったと思います。1年生の申請が多いので、来年の1年生の申請によっても変わってくるのではないのでしょうか。

委員 見学会にてスクールバスやPTA活動について質問があったというのは、どのような意見であったのでしょうか。

事務局 スクールバスについては運行予定への質問です。見学会では申請者が10人以上だった場合に運行することをご説明差し上げました。ただし、10人に満たない場合でもある程度の人数が集まれば弾力的に運用しますということを伝えています。結果としましては、高花小学校及びいには野小学校については10人以上の申請がございましたので運行する予定です。また、本埜小学校については現在、運行ができるか検討しているところです。

PTA活動については、PTA活動の役割がどれだけあるのか、またPTA会費がどれくらいになるのかといった質問がありました。

委員 小規模特認校制度の船穂小学校や、本埜小学校の申請人数が少ないのは残念に思いました。市民意見の中には不登校であったお子様が通って、今は笑顔が見られるといったお話もありましたので、船穂小学校への申し込みがないのは寂しい気がしました。

議長 他に意見はよろしいでしょうか。人数についてはまた変動もあるかと思うので、ご報告いただければと思います。それでは、本日の議題につきましてはすべて終了しました。進行のほうを事務局にお返ししたいと思います。

事務局 ありがとうございました。

続きまして、次第の４、その他に入らせていただきます。
事務局から、連絡事項がございますので、よろしくお願いします。

< 次回の会議日程及び委員報酬について説明 >

事務局 事務局からの連絡事項等は以上でございます。
その他ということで、委員の皆様からは何かございますか。

< なし >

事務局 それでは、以上をもちまして令和５年度第３回印西市学校適正配置審議会を終了させていただきます。
長時間にわたり、ありがとうございました。

会議資料

- ・ 会議次第
- ・ 資料１ 第二次印西市学校適正規模・適正配置基本方針（素案）市民意見公募の内容
- ・ 資料１－２ 市民意見公募の意見の取扱い（案）について
- ・ 資料２ 第二次印西市学校適正規模・適正配置基本方針（素案）
- ・ 資料３ 原小学校区における通学区域制度の弾力的運用に伴う学校見学会の結果について

令和５年度第３回印西市学校適正配置審議会の会議録は、事実と相違ないことを承認する。

令和５年１２月４日

委 員 桜井 繁光

委 員 佐久間 庸夫